

## 日本国際教養学会全国大会優秀発表賞規定

### 第1条(名称)

本賞は、「日本国際教養学会全国大会優秀発表賞」[英文名：Best Presentation Prize] (以下「優秀発表賞」という) と称する。

### 第2条(目的)

優秀発表賞は、日本国際教養学会全国大会における優れた口頭発表に対して授与するものであり、日本国際教養学会の会員の研究を奨励し、日本国際教養学会の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条(受賞対象)

優秀発表賞の受賞対象者は、次の条件を充たしていなければならない。

1. 当該年度の全国大会において口頭発表を行ったこと。
2. プロシーディングズを提出したこと。

### 第4条(選考)

選考は、次のように行い、受賞者を決定する。

#### 1. (選考委員会の設置)

優秀発表賞の選考に当たり、選考委員会を設ける。選考委員会は、会長の委嘱を受けた委員2名で組織し、会長が選考委員会委員長を務める。

#### 2. (受賞者の決定)

選考委員会は受賞候補者の選考を行い、受賞候補者若干名を決定する。選考委員長は、選考委員会の推薦に基づき、優秀発表賞受賞者若干名を最終選考し、決定する。

### 第5条(受賞者の公表)

- (1) 選考委員長は、学会ホームページ等を通して受賞者を公表する。
- (2) 会長は、翌年度年次大会期間中に、受賞者に対して優秀発表賞を授与する。

### 第6条(細則)

別に定める。

### 第7条(改廃)

本規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

付則 本規定は、2022年 3月 19日より施行する。